

# 資料 3

## ○北広島市立小学校及び中学校通学区域審議会条例

昭和 61 年 3 月 19 日

条例第 9 号

(設置)

第 1 条 北広島市立小学校及び中学校(以下「小中学校」という。)の通学区域の適正を図るため、北広島市立小学校及び中学校通学区域審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、北広島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、小中学校に就学する児童、生徒の通学区域の設定及び変更に関する事項を調査、審議し、教育委員会に答申するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 14 名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。

(1) 学識経験者 2 名以内

(2) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 22 条第 1 項及び第 39 条第 1 項に規定する保護者 5 名以内

(3) 小中学校の教職員 5 名以内

(4) 市長部局の職員 2 名以内

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。